

## 姫路市教育委員会会議録（令和3年12月）

- 日 時 令和3年12月16日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）
  - 日程第1 会議録署名委員の指名等
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事
    - 議案第53号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第1期）の策定について
    - 議案第54号 姫路市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について
    - 議案第55号 兵庫県独自措置変更後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
    - 議案第56号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 日程第4 報告
    - 1 令和3年度全国学力・学習状況調査の分析結果概要について
    - 2 姫路市立梯野外活動センターに係る対応について
    - 3 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事件について
  - 日程第5 次回委員会開催日時等
  - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員  
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、柳田生涯学習課長、赤松幼保連携政策課長  
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により松本委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております10月、11月の定例会及び11月臨時会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思っております。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思っておりますが、  
議案第56号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
報告事項の3 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案について  
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 報告事項の2は、議会に報告する事項であり、会議規則第15条第6号に規定する会議の公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。  
また、報告事項の2の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、非公開事由の消滅後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、報告事項の2は、非公開と決定します。  
また、報告事項の2の会議録については、非公開事由の消滅後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第 53 号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第 1 期）  
の策定について  
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （幼保連携政策課長 議案第 53 号について説明）  
まず 1 ページ「計画の位置付け」でございますが、本年 7 月に策定いたしました「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」の「今後の進め方」に記されている計画に当たるものであり、方針に基づき進めていく取組の具体的な内容を示すものでございます。  
次に「市立施設の配置に係る実施方針」でございますが、方針に基づき適正配置を進める対象施設の選定に当たりましては、方針で示された課題である教育効果、老朽化施設への環境整備という観点から、児童の利用状況、施設の老朽化状況、立地条件等を総合的に勘案したうえで選定いたします。  
対象施設の選定に当たっての具体的な視点といたしまして、  
まず、同一小学校区に市立幼稚園と保育所があり、幼保一体化に資するかという「幼保一体化」の視点でございます。  
次が、方針にもあるように幼稚園において 3 年連続して 4 歳の園児数が 20 人未満となっているか、また、教育効果の観点から現在の 4 歳児が 10 人以下など極めて少なくなっているかという「適正規模」の視点でございます。  
最後に、姫路市公共施設等総合管理計画の老朽度の指標が 50 点以下となっているかという「施設の老朽化」の視点でございます。  
2 ページから 3 ページまでが、先ほどの「対象施設の選定に当たっての視点」を、全ての市立就学前施設に当てはめた結果でございます。  
計画の策定については、優先順位をつけ、数期に分けて計画の策定を進めることとし、その期間は概ね 3 年ごとといたします。ただし、社会情勢や各園の状況の変化も踏まえるため、必要に応じて計画の見直しを行うことといたします。  
4 ページは統合再編の「実施方策」でございます。  
まず、市立施設の再編方式でございますが、これは在り方方針の「市立施設の配置に係る実施方針」をパターンごとに整理したものでございます。  
次に「再編の結果、市立施設から私立施設へと移管となる場合の基本的な進め方」でございます。市立施設から私立施設に移管することとなる場合は、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置き、次の考え方のもとで進めてまいります。  
1 点目が「保育の質の確保」でございますが、優良な法人に移管するために、運営実績がある法人を募集し、選考委員会で法人の経営や、建設予定の施設、保育運営の内容について審査を行います。  
2 点目が「児童への配慮」でございますが、児童の環境の変化による負担を最小限とするために、移管前 1 年をかけて段階的に引継ぎを行います。

3点目が「保護者意見の反映」でございまして、移管先の法人の選定に当たっては、学識経験者などで構成される選考委員会に、移管対象となる園の保護者の代表も参画できるようにいたします。また、法人決定後も保護者・移管先法人・姫路市による3者協議会を開催し、移管に伴う合意形成に努めます。

4点目が「十分な情報提供」でございまして、移管予定園の保護者に対しては、保護者説明会を開催し、3者協議会での話合いや情報提供も行ってまいります。

6ページから10ページまでが第1期計画における実施内容でございます。第1期では豊富、城西、四郷、置塩地域の就学前施設を対象としております。

まず「豊富幼稚園」でございまして、現状といたしまして、園舎は昭和58年築の鉄筋コンクリート造りでございまして、令和3年度の園児数は4歳2名、5歳3名の計5名となっております。

次に周辺の就学前施設の状況でございますが、近隣には市立保育所が1園と、私立認定こども園が2園ございます。

次に校区の就学前児童数でございますが、5年間で42.3%の減少となっております。市内の減少率平均より大幅に高くなっております。

最後に取組内容でございますが、豊富幼稚園につきましては4歳児が5年連続20人未満となっており、令和3年度については2名と極めて少なくなっております。

また、地域の就学前施設の定員は就学前児童数よりも多く、地域の利用ニーズは充足されており、当該地区の就学前人口が減少傾向にあることも考えると、当該地域においては今後も既存の施設により提供体制は十分確保可能であると考えられるものでございます。

以上のことから、豊富幼稚園につきましては、令和5年度においては4歳児を募集せず、令和4年度入園児が卒園する令和5年度末で閉園といたします。

次に「城西幼稚園」でございまして、現状といたしまして、園舎は昭和45年築の木造でございまして、令和3年度の園児数は4歳4名、5歳15名の計19名となっております。

次に周辺の就学前施設の状況でございますが、近隣には市立幼稚園のほか、複数の私立幼稚園、認定こども園がございまして。

次に校区の就学前児童数でございますが、5年間で19.2%の減少となっております。市内の減少率平均より高くなっております。

最後に取組内容でございますが、城西幼稚園につきましては4歳児が8年連続20人未満となっており、令和3年度については4名と極めて少なくなっております。

また、近隣には城乾幼稚園のほかにも複数の私立幼稚園・こども園があり、地域の1号認定児童の提供体制は充足されていると考えられるものでございます。

以上のことから、城西幼稚園につきましては、令和6年度においては4歳児を募集せず、令和5年度入園児が卒園する令和6年度末で閉園といたします。

次に「四郷幼稚園」でございまして、現状といたしまして、園舎は昭和57年

築の鉄骨造でございまして、令和3年度の園児数は4歳5名、5歳4名の計9名となっております。

次に周辺の就学前施設の状況でございますが、近隣には市立の保育所のほか、就学前施設はございません。

次に校区の就学前児童数でございますが、5年間で18.4%の減少となっております。

最後に取組内容でございますが、四郷幼稚園につきましては、4歳児が8年連続20人未満となっており、令和3年度については4名と極めて少なくなっております。

近隣には保育所しかなく、1号認定児童が利用できる施設が他に無いこと。また、同一小学校区内の四郷和光保育所については施設も新しく、利用児童数についても定員までには若干の余裕がございます。

以上のことから、四郷幼稚園につきましては、近隣の四郷和光保育所と統合し、令和5年度から保育所の設備をそのまま活用した幼保連携型認定こども園へと移行いたします。

次に「置塩幼稚園」でございますが、現状といたしまして、園舎は平成3年築の木造でございまして、令和3年度は利用者が無く、休園となっております。

次に周辺の就学前施設の状況でございますが、近隣には私立認定こども園がございます。

次に校区の就学前児童数でございますが、5年間で26.7%の減少となっております。市内の減少率平均より高くなっております。

最後に取組内容でございますが、置塩幼稚園につきましては4歳児が10年連続20人未満となっており、令和3年度については利用者がいないため休園となっております。

また、近隣には幼保連携型認定こども園があり、当該施設の定員が地域の就学前児童数よりも多いことから、地域の利用ニーズは充足されているものと考えられ、当該地区の就学前人口が減少傾向にあることも考えると、今後も既存の施設により提供体制は確保可能であると考えられるものでございます。

以上のことから、置塩幼稚園につきましては、令和4年度においては園児を募集せず、令和3年度末で閉園といたします。

10ページは先ほど説明させていただいた第1期計画における実施内容のスケジュールを図示したものでございます。計画についての説明は以上でございます。

最後に、計画公表のスケジュールでございますが、本日御承認いただきましたら、今月中にホームページ上で公表するとともに、市内全ての市立就学前施設に送付することで周知を行いたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

豊富幼稚園について、令和5年度の4歳児の募集を停止し、5歳児は閉園前の最

終年度として、園児数に応じた体制をとられると思うのですが、閉園に伴い近隣他園への移籍が必要なことが前もって分かっているのであれば、早い段階で他園へ移籍させるほうが園の運営的にも子供たちにとっても良いと思うのですが、いかがですか。

(答) 今年度、姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針を策定し、それに基づく実施計画（第1期）については、これから公表する予定です。公表時期が遅くなり、令和4年度入園申込はすでに終わっている状況ですので、申込者に影響がでないように閉園を1年延ばしています。

(問) 園の環境を十分認識されて入園申込されている方もおられるかもしれませんが、市が園の状況をしっかり説明すれば、家から少し遠いけれど違う園での入園申込を希望される方もおられると思います。令和4年度入園申込はすでに終わっているとのことですが、入園後1～2か月は当初の園で、その後に移籍させるなど、もう少し柔軟な対応はできないのですか。

(答) 幼稚園に申込される方につきましては、最後までこの地域の園でみてもらいたいという方もおられれば、園児が少なければ他園へ移りたいという方もおられます。保護者の判断にも影響しますので、できるだけ早い段階で情報公開することとし、園の状況についても保護者へ丁寧に説明しているところです。

(意見) 旅行のパンフレットで最少催行人数が設定されているように、入園募集の段階で、児童数が少なければ近隣他園に入園することになるかもしれない、というようなことを示しておくことや、募集の後の対応についても柔軟に考えていただきたい。

(答) 1次募集があまりにも少ないようであれば、担当職員から申込状況を説明し、転園希望されるか、そのままが良いかの確認をしています。

(意見) 地域のどこでも提供体制が確保できるようにたてられた適正配置の対象施設選定にあたっての考え方や通園している園児の配慮、保育の質の確保を考えていることなどから、この実施計画が子供のことを大事に考えられていることが分かります。子供が困らないように考えていただいた中で、段階的な募集や保育の質の確保、引継、どれも落とすことなく実施してください。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第53号 姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第1期）の策定について  
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 53 号は、原案どおり可決しました。こども未来局案件が終了いたしましたので、こども未来局職員は退席してください。

教育長

○ それでは、委員会を再開します。  
○ 次に、  
議案第 54 号 姫路市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第 54 号について説明)  
先程の議案 53 号「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第 1 期)の策定について」に関連いたしまして、四郷地区における幼保連携型認定こども園の設置について、市長から教育委員会に対して、「姫路市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定する事務を定める規則」の規定により意見伺いがありました。本議案は、この市長からの意見伺いに対する教育委員会の意見を決定し、回答しようとするものでございます。  
4 ページに幼保連携型認定こども園の設置について、四郷地区の現状、一体化の方向性を概要にまとめてございます。  
まず、「1 現状」としまして、令和 3 年 7 月に策定した姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針では、先ほども説明がありましたが、  
・近隣に市立幼稚園及び市立保育所がある場合は原則認定こども園への移行を行う。  
・3 年連続して 4 歳児の園児数がおおむね 20 人未満となっている幼稚園については、近隣の施設との統合再編をする。  
ことを原則としております。  
具体的に四郷地区で申しますと、近年の四郷幼稚園の 4 歳児の園児数は、3 年連続で 20 人未満となっており、また、四郷地区には 1 号認定児が利用できる就学前教育施設は四郷幼稚園以外には無いため、地域の 1 号認定児の受入れ体制を確保するため、四郷幼稚園と近隣の市立四郷和光保育所との一体化を図り、幼保連携型認定こども園として運営を行うものでございます。  
次に、「2 一体化の方向性」としまして、令和 5 年度から、四郷和光保育所を幼保連携型認定こども園として活用し、新たな施設の定員は、現在の幼稚園の利用者数が少ないことも踏まえ、1 号認定と 2 号認定を合わせて 100 名、3 号認定 50 名、計 150 名程度を想定しております。  
これらのことに対する回答としましては、四郷地区における幼保連携型認定こども園の設置につきまして、「異存なし」としたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 54 号 姫路市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について  
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 54 号は、原案どおり可決しました。

教育長

- 次に、  
議案第 55 号 兵庫県独自措置変更後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習部長 議案第 55 号について説明)  
兵庫県独自措置が変更されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。  
令和 3 年 11 月 26 日から、兵庫県独自措置が変更されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、業種別ガイドライン等に基づく感染対策等を実施した上で通常どおりの開館時間とすることといたしました。  
市主催及び共催イベントや行事につきまして、イベントの開催制限の目安等は、表に示すとおりでございますが、新たに以下の項目が加わっております。  
まず、参加人数が 5,000 人を超え、かつ収容率が 50%を超えるイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けることといたしました。その他、安全計画を策定しないイベントにつきましては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することといたしました。  
感染対策の徹底といたしまして、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることといたしました。また、収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること、大声ありのイベントで十分な人と人との間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）の維持が困難な場合は、開催について、慎重に判断することといたしました。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。



- 教育長 ○ 社会教育施設で5,000人以上のイベントがあれば教えてください。
- (答) 社会教育施設ではありませんが、教育委員会主催イベントの成人式について、参加見込数は5,000人未満ですが、対象者は5,600人ほどですので、これに関連するイベントになります。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第55号 兵庫県独自措置変更後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について  
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [ 挙 手 ]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第55号は、報告のとおり承認しました。
- 教育長 ○ 次に、  
議案第56号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教職員課長 議案第56号について説明)  
改正の概要等についてまとめておりますので、こちらで御説明いたします。  
「1 改正の理由」につきましては、国家公務員の勤務時間等について定めた人事院規則15-14の改正に準じて、本市においても姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則を改正し、不妊治療に係る通院等のための休暇を設けることから、本市の教育職員についても同様の対応を行おうとするものでございます。  
次に、「2 改正の概要」につきましては、姫路市立学校に勤務する教育職員の特別休暇として、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、1の年において5日(体外受精等の任命権者が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日)の範囲内の期間、取得することができる有給の休暇を新たに設けるものでございます。  
「3 施行期日」につきましては、令和4年1月1日としております。
- 教育長 ○ この件について各委員は質疑を願います。
- (問) 特別休暇日数については、人事院規則と同じですか。
- (答) 同じです。

(問) これまでに希望される学校職員はおられましたか。

(答) 県費負担教職員はすでに適用されており、希望者もおります。今回は市立高等学校、幼稚園の学校職員に適用するもので、希望者もおられると思います。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 56 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 56 号は、原案どおり可決しました。
- 次に、  
報告事項の 1 令和 3 年度全国学力・学習状況調査の分析結果概要について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の 1 について説明)  
令和 3 年度全国学力・学習状況調査の分析結果を御報告させていただきます。  
なお、8 月に送付させていただきました速報内容を、18 ページに掲載しております。まずは、参考資料の「3 結果 (1) 教科に関する調査」をご覧ください。  
平均正答率については、小学校、中学校の全ての教科において国、県と比べ±5 ポイントの範囲にあります。校種ごとに見ますと、小学校におきましては、国語、算数ともに国、県の平均正答率をやや下回っており、特に国語に課題があります。中学校におきましては、国との比較では、数学について同程度であります。県との比較では、どちらの教科も下回りました。  
続きまして、結果分析概要として、  
「小学校国語」について御報告します。先ほど御報告した通り、平均正答率は、整数値で国を 4 ポイント下回りました。  
・「学習指導要領の内容」で見ますと、文中のひらがなを漢字に直すなど「知識及び技能」に関する内容において国と比べて 4.8 ポイント下回りました。  
・問題形式で見ますと、正しい解答を選ぶ「選択式」に比べ、文中のひらがなを漢字に直す「短答式」や、決められた文字数で作文する「記述式」の問題において、国との差が大きくなりました。  
・本調査では、大問が 1 から 3 までございましたが、特に問題 3 において、問題形式に関わらず、国と比べ、正答率は大きく下回り、無解答率が高くなりました。  
・問題 3 については、調査問題を添付しておりますので、御覧ください。  
一は適切な解答を選択する問題、二は決められた文字数で作文する問題、三の (一) は、ひらがなを漢字に直す問題、三の (二) は、文法に関して、適切な解

答を選択する問題でした。

- ・「児童生徒質問紙」調査においても、国語の解答時間について、「やや足りない」「全く足りない」を選択した本市児童の割合は42.0%と、国の29.2%を大きく上回りました。

次に「小学校算数」について御報告します。平均正答率は、整数値で1ポイント国を下回りました。

- ・「学習指導要領の領域」、「無回答率」などについては、国と大きな差はございません。

- ・調査問題の抜粋を御覧ください。問題別に見ますと、2「三角形の面積の求め方」において、6.8ポイント国を上回りました。

- ・一方、3（3）「データを二次元の表に分類整理すること」において6.6ポイント、3（4）「帯グラフで表された複数のデータを比較し、示された特徴をもった項目とその割合を記述する」問題で3.3ポイント、国を下回りました。

- ・複数のデータを扱う問題や記述問題に課題が認められました。

次に「中学校国語」について御報告します。平均正答率は、整数値で2ポイント国を下回りました。

- ・問題形式で見ますと、記述式の問題について、国を4.9ポイント下回りました。

- ・調査問題の抜粋をご覧ください。問題別に見ますと、特に3（四）において8.9ポイント、4（四）において4.5ポイント、国を下回りました。

- ・また、記述式の問題においては無解答率も、国と比べ高くなりました。

次に「中学校数学」について御報告します。平均正答率は、整数値で比較すると、国と同程度となりました。

- ・「学習指導要領の領域」ごとの正答率につきましても、国と大きな差はございませんでした。

- ・評価の観点で見ますと、「数学的な技能」において5.3ポイント、国の平均正答率を上回りました。この傾向は前回調査と同様であり、本市の生徒は「数学的な技能」が高いことがわかりました。

- ・一方で、記述式の問題が5問出題されましたが、全ての問題において、正答率が国を下回り、逆に無回答率は国を上回りました。

- ・調査問題の抜粋を御覧ください。1「整式の加法と減法の計算」において5.9ポイント、2「具体的な場面での、一元一次方程式の立式」において6.3ポイント、5「与えられたデータから中央値を求める」において3.8ポイント、国を上回りました。いずれも観点が「数学的な技能」であり、短答式の問題となっております。

- ・一方、6（3）の「事柄の特徴を数学的に説明する問題」で3.6ポイント、8（3）の「データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明する」において2.8ポイント、国と比べて下回っております。いずれも「記述式」の問題であり、無回答率も高くなっております。

ここからは、「児童生徒質問紙調査」について御報告します。

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現状況につきまして、小学校におきまして

は、国と比べ3%の範囲内にあり大きな差はございませんでした。

・一方中学校におきましては、5と6の2項目において国を5%以上下回っており、授業改善に課題が認められます。しかし、前回調査時からは3項目とも大幅な上昇がみられ、国との差も縮まっております。

・「主体的・対話的で深い学び」につきましては、今年度、授業改善に関するリーフレットを全教職員に配布し、各学校へ指導助言を行っているところでございます。

以上の分析をまとめますと、小学校・中学校「国語」においては、「書く力」が弱く、「記述問題」への対応力に課題が見られます。また、小学校「算数」においては国と比べて大きな差は見られないものの、中学校「数学」においては、「記述式」問題において課題が見られました。

今後の方針としまして、「児童生徒の話す・書く学習活動を重視した授業」を推進していきたいと思っております。これにより、小学校・中学校ともに課題である「書く」力の育成、そして算数・数学における「記述問題への対応力」の強化を図ってまいります。その一つの手段として、児童生徒によるICTの活用も推進してまいります。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

テストが終わった後、各学校で改めてテスト内容の勉強をしていますか。

(答)

各学校の課題を見つけ、授業に活かしています。

(問)

同じ問題をもう一度しないのですか。

(答)

教育委員会から、そのような指示はしていませんが、学校によっては復習として同じ問題をもう一度やっているところもあります。

(問)

石川県は常に上位の結果だと記憶していますが、上位の区市と比較していますか。

(答)

上位区市の学校に指導主事が行き、その学校の状況を確認しており、そこでは類似の問題を繰り返し行っていることもあります。このテスト結果が学力の全てではありませんが、市としても課題があるということで、他校の授業も参考にしながら課題解決に取り組んでいます。

(問)

市内での地域差はありますか。

(答)

地域差よりも、母体数が少ない学校、多い学校であったり、その時の状況によっても差があるのは事実です。

- (意見) テストをして、そのまま放置したら何の意味もありません。テストをした後、復習するのが大事です。解答はインターネットで分かるようにし、復習できるようにしたほうが、学力アップに繋がるので、やっていただきたい。
- (答) 国のホームページに解答は掲載されています。他にも問題の分析や課題に対する指導方法もありますし、県下校長が集まって、分析結果を聞いて、各学校へフィードバックすることは行っています。
- (意見) 国と比べて無回答率が高いというのが気になります。自分で考える力や自分の意見をしっかり持っていない児童が多いと思います。授業は受身で自分から発言するのはなかなかない状況であると思いますので、先生も一方的に教えるだけでなく、児童に考えを聞き、それに関する意見はないかと掘り下げ、なぜそう考えるのか掘り下げ、深く議論できるような時間もとられたらいいと思います。
- (答) 今までには講義形式の問一答でありましたが、指導主事が各学校を訪問する際、学ぶ力、探求的な力を身につけるために、これからは話し合いにも力を入れるように助言しています。
- (問) 本を読むことについての取組はありますか。
- (答) 無回答率が高いのは、長文を読むのが苦手というところもあると思いますので、本に親しむことも大事であると考えています。学校図書館の充実や地域の方々の御協力による読み聞かせ、朝 15 分の読書タイムを設けて本をしっかり読む雰囲気づくりをしている学校も多くあり、本を読む大切さを認識しながら進めています。
- (要望) 学校のほうで、できないことをできないままにしないように、もう少し具体的な取組を工夫していただきたい。
- (問) 小学校の国語で無回答率が高いのは、国語の力だけでなく、問題と回答用紙が別れているというテスト形式にとまどったり、長文が3問あって、回答にあたっての時間配分に慣れていなかったりした児童が多かったことも一因なのではと思います。学力テストには、今、求められている学力に関する出題がなされています。普段からこうした学習に取り組むよう、各学校へ指示することはできますか。
- (答) 課題解消に向けた手立てについて、積極的に発信していきたい。
- (要望) テスト形式に不慣れなことだけでなく、国語は読解で、文章が読めていないから解答に時間がかかってしまうので、新聞等のしっかりした文章に毎日触れる習慣づけが大事です。毎日読むことで、言葉がしっかり理解できるようになると思います。

また、先程、インターネットで解答が分かるということでしたが、教室で、目の前で一緒に解くプロセスを見せ、自分がやった問題を再度解くことが大事で、そのほうが吸収しやすいと思います。各学校の方針にまかせるのではなく、是非そのような取組をお願いします。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、  
報告事項の3 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の3について説明)

まず、11月の定例教育委員会後、12月1日に第3回検証委員会、12月7日に第4回の検証委員会が開催され、検証委員会のメンバーであられる、弁護士の立花隆介委員長、臨床心理士の今塩屋登喜子委員、精神保健福祉士の飯塚由美子委員の3名により前校長、現校長、前々教頭、現教頭、加害元教諭、本件の被害を受けた3名の児童の保護者からそれぞれ任意で聞き取りを実施いたしました。さらに、12月14日の第5回検証委員会において、これまでの聞き取りを含め、検証意見書の作成に向けて、意見交換が行われました。本事案が生じた原因がどこにあるかという視点と体罰・暴言が長期間継続した原因がどこにあるかという視点から検討を進め、整理していただき、おおむね完成することができました。今後、最終まとめをしたうえで、12月24日に、立花委員長から教育長へ検証意見書として提出していただく予定にしております。

さらに、検証委員会からの検証結果報告を踏まえ、本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的として、姫路市体罰のない学校園づくりのための第1回目の検討会議を12月21日に開催する予定でございます。

検討会議の委員につきましては、検証委員会の3名の委員をはじめ、学識経験者として兵庫教育大学の松本剛教授、関西福祉大学の八木修司教授、学校関係者として清水直樹水上小学校長、三浦洋林田中学校長、中川靖敏書写養護学校長、保護者代表として連合PTA協議会の代表の竹内有希氏、柴山栄一氏、当事者団体代表の竹中正彦氏の11名を委員として、それぞれの専門的な見地や立場から体罰等の防止対策について検討していくことをお願いしております。

(委員)

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

今、どういったことを取りまとめされようとしているのか、中身が分からないのですが、最終取りまとめをされ、委員長から教育長へ報告された後に、私達委員に示されるのでしょうか。

- (答) 教育長に報告された後、すぐに委員の皆様にお知らせいたします。
- (問) 現在の段階の検証意見書の骨子でもいいのですが、内容を確認することはできないのでしょうか。
- (答) 検証委員会では原因の分析、究明を行っており、意見書として12月24日に提出いただくことになっていきますので、中身についてはまだ報告できませんが、検証意見書を受けたその日に、委員の皆様にお知らせいたします。検討会議につきましては、再発防止に向けての会議になりますので、今後どうやって体罰を防止するのか、体罰が起きたときにはどうするのか、について意見をいただく予定です。1回目の会議を21日に開催しますが、会議の途中経過について、お伝えできることがあればお知らせいたします。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
- ・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。
- 教育長 ○ 次回の定例教育委員会を、1月20日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、1月20日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、1月20日木曜日の午後2時に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [ 特になし ]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会（午後3時29分）